

# 山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、生活困窮者に対し緊急的な自立支援を行うため、山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (補助対象事業)

第2条 補助対象は、次に掲げるものをすべて満たす事業とする。

- (1) 生活困窮者の自立に有効な各種サービスで広域的に提供されるもの
- (2) 生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第2条第2項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業と連携をとって実施されるもの
- (3) 法の規定に基づく事業で国の負担及び補助の対象とならないもの

## (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

## (募集)

第4条 補助事業は、別に定める募集要項で公募により選定する。

- 2 知事は、前項の規定により募集した事業の内容を審査し、補助事業を選定するため、選定委員会を設置する。
- 3 選定委員会の組織、運営及び補助事業の選定方法については、別に定める。

## (交付申請)

第5条 前条第1項の選定委員会において選定された者(以下「申請者」という。)は、選定された事業の補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## (交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消

費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき
  - (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。)をしようとする場合
  - (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合(ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、必要があると認めるときは、概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得

財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

#### (雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

補助区分	補助対象経費	補助率
生活困窮者自立支援緊急対策事業	給料、職員手当等、共済費、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（30万円以上のものを除く）、負担金	10 / 10

様式第1号(第5条関係)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金交付申請書

山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 (様式第1号の1)
- 3 収支予算書 (様式第1号の2)
- 4 その他添付書類

様式第 1 号の 1

## 事業計画書

事業名	
<p>事業の内容</p>  <p>事業の実施場所（第 2 条第 1 項関係）</p>  <p>自立相談支援事業との連携方法（第 2 条第 2 項関係）</p>  <p>支援対象者数（見込み）</p>  <p>その他</p>	

用紙が足りない場合は適宜追加してください。

参考となる資料がある場合は別に添付してください。



(申請者)殿

山梨県知事

山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成28年3月31日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号(第7条関係)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金  
中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助事業について、次の理由により中止(廃止)したいので申請します。

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 添付資料
  - (1) 申請時までの事業の進行状況(事業実績報告書の様式を準用する)
  - (2) その他参考資料

様式第4号(第9条関係)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金の  
事業実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第4号の1)
- 2 収支決算書 (様式第4号の2)
- 3 支出証拠書類
- 4 その他添付書類
- 5 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名: \_\_\_\_\_

(2) 口座振替 振込先金融機関名: \_\_\_\_\_

預金種別・口座番号: \_\_\_\_\_

口座名義: \_\_\_\_\_

事業報告書

事業名	
<p>事業の内容</p> <p>事業の実施場所（第2条第1項関係）</p> <p>自立相談支援事業との連携方法（第2条第2項関係）</p> <p>事業の成果（支援実績）</p> <p>その他</p>	

用紙が足りない場合は適宜追加してください。  
参考となる資料がある場合は別に添付してください。



様式第5号(第11条関係)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(請求者)所在地

団体名

代表者名

印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助事業について、  
次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円  
2 内 訳

補助金交付 決定額	既概算交付 額	差 引 額 - =	今 回 概 算 請 求 額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名: \_\_\_\_\_

(2) 口座振替 振込先金融機関名: \_\_\_\_\_

預金種別・口座番号: \_\_\_\_\_

口 座 名 義: \_\_\_\_\_

様式第6号(第12条関係)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金に係る補助事業により  
取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業費  
補助金交付要綱第12条第2項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類